

# 1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

区 分	5		8		9		10		11		1 2 ( 補 正 予 算 後 )		1 3 ( 当 初 予 算 案 )	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比								
	億円	%	億円	%	億円	%								
直 接 税	396,535	69.4	360,473	65.3	352,311	63.4	303,388	59.3	281,289	57.2	315,350	60.8	320,090	60.7
所 得 税	236,865	41.5	189,649	34.4	191,827	34.5	169,961	33.2	154,468	31.4	190,470	36.7	185,720	35.2
源 泉 分	189,060	33.1	150,209	27.2	154,030	27.7	137,658	26.9	126,186	25.6	161,820	31.2	156,570	29.7
申 告 分	47,805	8.4	39,440	7.2	37,797	6.8	32,304	6.3	28,282	5.7	28,650	5.5	29,150	5.5
法 人 税	121,379	21.3	144,833	26.2	134,754	24.2	114,232	22.3	107,951	21.9	108,160	20.8	118,390	22.4
法 人 特 別 税	2,861	0.5	20	0.0										
相 続 税	29,377	5.1	24,199	4.4	24,129	4.3	19,156	3.7	18,853	3.8	16,710	3.2	15,970	3.0
地 価 税	6,053	1.1	1,772	0.3	1,601	0.3	39	0.0	17	0.0	10	0.0	10	0.0
特 別 会 計														
間 接 税 等	174,607	30.6	191,788	34.7	203,696	36.6	208,590	40.7	210,850	42.8	203,630	39.2	207,585	39.3
酒 税	19,524	3.4	20,707	3.7	19,619	3.5	18,983	3.7	18,717	3.8	18,600	3.6	18,230	3.5
消 費 税	55,865	9.8	60,568	11.0	93,047	16.7	100,744	19.7	104,471	21.2	98,560	19.0	101,290	19.2
た ば こ 税	10,298	1.8	10,798	2.0	10,176	1.8	10,462	2.0	9,050	1.8	9,000	1.7	8,810	1.7
砂 糖 消 費 税														
揮 発 油 税	16,268	2.8	19,152	3.5	19,261	3.5	19,982	3.9	20,707	4.2	20,780	4.0	21,210	4.0
石 油 ガ ス 税	151	0.0	150	0.0	147	0.0	144	0.0	144	0.0	150	0.0	140	0.0
航 空 燃 料 税	768	0.1	878	0.2	879	0.2	901	0.2	872	0.2	870	0.2	900	0.2
石 油 税	4,907	0.9	5,252	1.0	4,967	0.9	4,767	0.9	4,859	1.0	4,820	0.9	4,880	0.9
物 品 税														
ト ラ ン プ 類 税														
取 引 所 税	444	0.1	420	0.1	397	0.1	190	0.0						
有 価 証 券 取 引 税	4,551	0.8	3,915	0.7	4,036	0.7	1,726	0.3						
通 行 税														
入 場 税														
自 動 車 重 量 税	7,013	1.2	8,261	1.5	8,128	1.5	8,165	1.6	8,431	1.7	8,320	1.6	8,440	1.6
関 税	8,809	1.5	10,240	1.8	9,529	1.7	8,687	1.7	8,102	1.6	7,300	1.4	8,140	1.5
と ん 税	86	0.0	88	0.0	92	0.0	86	0.0	87	0.0	90	0.0	90	0.0
日 本 銀 行 券 発 行 税														
そ の 他	53	0.0	6	0.0			10	0.0	1	0.0				
印 紙 収 入	15,991	2.8	19,693	3.5	16,811	3.0	16,084	3.1	15,615	3.2	15,110	2.9	15,050	2.9
専 売 納 付 金														
特 別 会 計	29,880	5.2	31,660	5.7	16,593	3.0	17,659	3.4	19,794	4.0	20,030	3.9	20,405	3.9
合 計	571,142	100.0	552,261	100.0	556,007	100.0	511,977	100.0	492,139	100.0	518,980	100.0	527,675	100.0

- (注) 1 平成11年度までは決算額であり、平成12年度は補正予算額、平成13年度は当初予算額(案)である。  
 2 砂糖消費税、物品税、トランプ類税、通行税及び入場税は昭和63年度で、取引所税、有価証券取引税は平成10年度で廃止された。  
 3 専売納付金は、日本専売公社納付金に係るものである。  
 4 単位未満を四捨五入したため、端数に不突合がある。

## 2 酒税収入の累年比較

年 度	国 税 収		酒 税 収 入			間 接 税
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対 国 税 収 入	比 率
	億円	%	億円	%	%	%
昭和						
1 5	42		3		6.7	30.5
2 0	115		11		9.7	30.3
2 5	5,702		1,054		18.4	43.0
3 0	9,364		1,605		17.1	48.6
3 5	18,010		2,485		13.8	45.7
4 0	32,785		3,529		10.8	40.8
4 5	77,733	120.5	6,136	110.0	7.9	33.9
5 0	145,042	92.1	9,140	108.7	6.3	30.7
5 5	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
5 6	304,551	107.4	16,639	116.8	5.5	29.9
5 7	320,031	105.1	17,713	106.5	5.5	29.2
5 8	341,621	106.7	18,126	102.3	5.3	29.0
5 9	367,748	107.6	18,600	102.6	5.1	28.5
6 0	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
6 1	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
6 2	478,069	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
6 3	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,007	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.8	34.7
9	556,007	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
1 0	511,977	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
1 1	492,139	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
1 2	518,980	105.5	18,600	99.4	3.6	39.2
1 3	527,675	101.7	18,230	98.0	3.5	39.3

注) 1 本表は、国税のみについて作成したが、国税には、地方道路税、特別とん税及び日本専売公社納付金を含み、平成11年度までは決算額、平成12年度は補正予算額、平成13年度は当初予算(案)である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）

年 次	事 項
明 治 4 年 7 月	・清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法の制定
明 治 8 年 2 月	・酒類税則の制定
明 治 13 年 9 月	・酒造税則の制定
明 治 26 年 4 月	・酒精営業税法の制定
明 治 29 年 3 月	・酒造税法の制定
明 治 34 年 10 月	・酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明 治 34 年 12 月	・麦酒税法の制定
明 治 38 年 1 月	・酒造組合法の制定
昭 和 13 年 4 月	・酒類販売業が免許制になる
昭 和 14 年 3 月	・酒類の価格が統制価格となる
昭 和 15 年 3 月	・酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭 和 16 年 11 月	・酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭 和 18 年 4 月	・庫出税に級別差等課税制度を採用 ・酒類業団体の制定
昭 和 19 年 4 月	・造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭 和 22 年 3 月	・酒類業団体を酒類業組合法に改正
昭 和 23 年 7 月	・酒類業組合法の廃止
昭 和 24 年 6 月	・国税庁が発足
昭 和 28 年 2 月	・酒税法（現行法）の制定 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の制定
昭 和 35 年 10 月	・統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭 和 37 年 4 月	・酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、従価格制度の採用、申告納税制度の採用）
昭 和 39 年 6 月	・基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭 和 42 年 6 月	・登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平 成 元 年 4 月	・酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価格制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平 成 6 年 4 月	・酒税法の一部改正（税負担の適正化、ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準の引き下げ）
平 成 9 年 10 月	・酒税法の一部改正（しょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平 成 10 年 5 月	・酒税法の一部改正（しょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平 成 12 年 12 月	・酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消理由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）